

第 50 回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時 : 平成 25 年 2 月 19 日 (火) 14:00～15:22
2. 場 所 : 内閣府本府 3 階特別会議室
3. 出席委員: 山本委員長、石川委員、伊集院委員、上野委員、大隈委員、
大河内委員、中野日委員、長岡委員、薬師寺委員、吉井委員、
渡邊委員、関臨時委員、奈良臨時委員
4. 議事概要
 - (1) 独立行政法人北方領土問題対策協会について
 - ・次期中期目標案について説明がなされ、委員会として了承された。
 - (2) 独立行政法人国民生活センターについて
 - ・次期中期目標案について説明がなされ、委員会として了承された。
 - ・国民生活センター積立金の国庫納付の延期について説明がなされ、委員会として了承された。
 - (3) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構について
 - ・次期中期目標案について説明がなされ、委員会として了承された。
 - (4) 独立行政法人原子力安全基盤機構について
 - ・原子力安全基盤機構分科会について報告がなされた。
 - ・中期目標案の一部修正、業務方法書案の一部修正、中期計画(案)の一部修正について説明がなされ、委員会として了承された。
 - (5) 評価委員会等の今後の予定について
 - ・事務局から、独立行政法人を巡る最近の動き、評価委員会等の今後の予定について説明を行った。

5. 議 事

○山本委員長 それでは、そろそろ時間でございますので、ただいまから第 50 回「内閣府独立行政法人評価委員会」を開催いたします。

議事に入ります前に、新しい委員の皆様を御紹介したいと思います。

宇宙航空研究開発機構分科会発足に伴いまして、薬師寺委員、白坂臨時委員、関臨時委員、本日御欠席でございますけれども、山川臨時委員、並びに原子力安全基盤機構発足に伴いまして、吉井委員、奈良臨時委員に御就任いただいております。

時間省略のために、私のほうから簡単にお名前を申し上げて、御紹介にかえさせていただきます。

薬師寺委員、よろしくお願ひいたします。

吉井委員、よろしくお願ひいたします。

白坂臨時委員は少しおくれで参られます。

関臨時委員、よろしくお願ひいたします。

奈良臨時委員、よろしくお願ひいたします。

なお、本日は、松元内閣府事務次官が御出席されておりますので、御紹介させていただきます。何か一言御挨拶をいただけますか。

○松元内閣府事務次官 この独法評価は、内閣府もいろいろ独法がございますが、大変大事なことでございます。PDCA と申しますけれども、独法制度をどうしていくかということもいろいろ議論されておりますが、そういった中でしっかり御評価いただければと考えております。よろしくお願ひいたします。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の委員会は、定足数を満たしていることをまず確認させていただいた上で、議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第に示しておりますように、本日の議題といたしましては、まず、独法をめぐる最近の動きに関する報告をいただきまして、その後、北対協関係、国セン関係、宇宙航空研究開発機構、そして原子力安全基盤機構の次期中期目標（案）等について御報告いただき、審議いただくことを予定しております。

まず初めに、独法をめぐる最近の動きにつきまして、事務局より御報告をお願ひいたします。

○渡部政策評価広報課長 政策評価広報課長の渡部でございます。よろしくお願ひいたします。

御報告いたします。

まず、お手元の資料 1－1「平成 23 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について」をご覧ください。

独立行政法人通則法の規定によりまして、各府省の独法について、評価委員会を行った実績の評価につきましては、総務省の政策評価独立行政法人委員会、政独委に通知をしまして、それをもとに政独委が府省横断的な観点から 2 次評価を行った結果を意見として出しているものでございます。

意見は、他省庁の独法も含めると大部になりますので、お手元には関連する指摘のみ抜粋したものをお配りしております。

4 ページの別紙 1 をご覧いただきたいと思ひます。

各府省所管法人共通の意見としまして「内部統制の充実・強化」が挙げられております。これは下から 3、4 行目にございますが、監事の出席を求めている評価委員会等は、今後の評価に当たり、監事から直接意見聴取等を行うことが望ましいとされています。

これにつきましては、内閣府の独法では既に御対応済みですので、特に新たな対応は要

しないかと思えます。

5 ページの「保有資産の見直し」「評価指標の妥当性」についてのより一層の厳格な評価が求められております。

また、個々の所管法人への指摘ですけれども、国立公文書館についてございます。

新たに設定された数値目標につきまして、過去数年の実績に比べて低い水準となっているものについて、その妥当性が評価結果において言及されるべきという指摘がございます。

このページ以降につきましては、内部統制の充実・強化における参考事例、自然災害等におけるリスクへの対応などの取り組み例が挙げられています。

実績評価への政独委意見の関係は、以上でございます。

また、最近の独法をめぐる動きとして、1点御報告申し上げます。

1月24日に「25年度予算編成の基本方針」が閣議決定されていますが、この基本方針におきまして、24年1月20日に閣議決定されました「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」につきましては、既に実施されたものを除き、当面の間、凍結するとされております。

今後の独立行政法人をめぐる見直しにつきましては、引き続き検討し、取り組むとされていますが、現時点ではまだ具体的な方針は判明しておりません。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告について、委員の皆様から何か御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

独法のいろいろな制度の改革案等があるわけでありましたが、政権が変わりまして、凍結されているという御紹介があったところでございます。

続きまして、議題2の北方領土問題対策協会の関係に移らせていただきます。

北対協の次期中期目標（案）につきまして、御説明をお願いいたします。

なお、通則法29条の規定によりまして、主務大臣は中期目標を定めるに当たり、独法委員会の意見を聞かなければならないとされておりまして、その関係で皆さまに意見をお諮りするというところでございます。

まず、主務大臣の事務を担当する北方対策本部から御説明を受けまして、その後、意見の案を各分科会において前駆的に御検討いただいておりますので、御検討いただいた北方分科会の上野分科会長より、御発言をお願いしたいと思っております。

では、北方対策本部のほうから、よろしく申し上げます。

○吉住北方対策本部参事官 北方対策本部でございます。

北対協の次期中期目標（案）について、説明をさせていただきます。時間が限られておりますので、ポイントを絞って説明をさせていただきます。

次期中期目標の策定に際しましては、ここに添付されております資料1-2の「勧告の方向性」、資料2の組織・業務の見直し案に基づきまして、現行の中期目標の修正を行っ

たところでございます。

それでは、次期中期目標（案）の全般的なポイントについて、まずは簡潔に説明をさせていただきます。差替えの資料3-1をご覧くださいければと思います。

まず、北対協が行います事業の三本柱の1つであります啓発事業についてでございますが、資料3-1の2ページの3.の(1)の①でございます。「勧告の方向性」の指摘に基づきまして、実施事業の啓発効果について、現中期目標期間に検討した新たな指標も活用し、複数の視点から多角的に国民の関心度を測定・分析した上で、啓発事業の改善に資するものとするとの記述を行ったところでございます。

3ページの③でございます。「勧告の方向性」の指摘に基づきまして、北方領土問題への関心が薄いとされる若年層やこれまで協会で実施してきた取組に参加していない層に対する啓発事業を重点的に行うものとし、ICTや民間のノウハウを活用して、参加しやすい機会の提供等を通じて積極的に働きかけるものとするとの記述を行ったところでございます。

次に、2本目の柱でございます四島交流事業についてでございます。

下の(2)でございますが、国会などで指摘を受けますとともに、事業開始以来、北方四島交流事業は20年以上を経過しまして、新船「えとぴりか」も就航したことを契機といたしまして、現在、内閣府と外務省を中心といたしまして、北対協を始めとする関係団体とともに、四島交流事業の見直しの議論を行っているところでございますが、早ければ春頃までに見直し案の取りまとめを行う予定でございます。この見直し案の取りまとめ後は、実施主体でございます北対協において具体的見直しを行っていくこととなります。

そこで「なお」以下の箇所でございますが、資料2の組織・業務の見直し案にも、その旨の記述がございますが、それに基づきまして、政府から次代の四島交流事業の在り方について方針が示された際には、その方針に基づき、近年の北方四島を取り巻く環境の変化にも対応した交流事業の実施に向け、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果のさらなる活用に努めるとの記述を行ったところであります。

次に、3本目の柱でございます融資事業についてでございます。

4ページ目の上段の(5)の2段落目でございます。「勧告の方向性」に基づきまして、事業結果の把握・検証とそれに基づく融資メニューの見直しの検討を行うという記述を行ったところでございます。

その他の現行の中期目標の修正点につきましても、こうした「勧告の方向性」の指摘でございますとか、あるいは組織業務の見直し案に基づく修正ということでございますが、それ以外に年度、法律名の表記方法でありますとか、さまざまな現行の中期目標の目標が達成したことによる削除を行っておりますが、それ以外の理由による修正点について、次の差替えの資料3-2の比較対照表に基づいて簡潔に説明をさせていただきます。

比較対照表の3ページ目の上段のところでございます。2番の2段落目、業務経費1%の経費の効率化を図るというところで、四島交流事業に要する備船・運航に係る経費を除

かせていただいております。これは北対協と新しい四島交流船「えとぴりか」の運航会社との間で14年間の傭船契約を締結しましたが、これが固定経費であるために除くということとしたものでございます。

3ページ目の下のところでございますが、もともとは右下のようにいろいろ書いてあったのですが、北対協において平成22年度末に定員1名を削減済みということでございますが、他方、財務省からの指摘によりまして、人件費については政府の方針を踏まえ、見直しを行っていることとし、給与水準については、引き続き適正化に取り組むこととするという財務省からの指摘を受けまして、この文言を加筆させていただいているところでございます。

4ページの真ん中に「また、引き続き、一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図るものとする」という記述でございます。これは、これまでの分科会で指摘された指摘と、北対協の内部組織でございます契約監視委員会でもこのような指摘がございました。さらに平成21年11月の独法の契約状況の点検・見直しでも、こうした一者応札、応募についての言及があったために、このような加筆をさせていただいたものでございます。

5ページの下「また、返還要求運動を強化するため」のくだりでございますが、これにつきましては、内閣府におきまして、平成25年度概算要求といたしまして、民間企業と連携した国民世論の啓発に関する調査費を要求しております。したがって、北対協では、この北方領土返還要求運動の裾野拡大を図るために、内閣府で実施する調査結果を踏まえまして、民間企業を巻き込んだ啓発活動を検討するために、このような追加をしたものでございます。

最後になりますが、10ページの5番の(1)でございます。分科会の指摘でございますとか、あるいは先ほど申し上げましたが、四島交流事業の見直しの議論の中でも指摘がなされていることから、この「また」以下の記述でございますが、職員のロシア語習得の推進に努めるとともに、職員を採用する際にはロシア語のスキルも考慮した募集を行うこと等の措置を講ずるものとするという記述をさせていただいたものでございます。

下の(5)の(2)につきましては、2012年7月4日の情報セキュリティ政策会議におきまして策定された「情報セキュリティ2012」の指摘に基づきまして、政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る旨の記述を加えたところでございます。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、上野分科会長からよろしく願いいたします。

○上野北方分科会長 分科会の議論は多岐にわたりまして、ここで全部御紹介する時間はないので、ポイントとなったところだけ幾つか補足させていただきます。

中期目標(案)のページでいいますと、2ページの下の方に書いてございますけれども、実際に運動を推進する、いわゆる草の根レベルで運動を推進する各都道府県民会議と

いうものがございます。この辺は細かいことなのですが、県民会議をどのような形で行っているのか。所により運動の濃淡というのはあると聞いているのですけれども、それがどういう形で行われているかといったような議論ですとか、3ページのちょうど真ん中あたりになります。これは「勧告の方向性」のところでも出ておるICTや民間企業のノウハウ云々ということですが、北対協はホームページ等、非常に充実したものを持っているわけですけれども、さらなる広報ということで、例えばホームページの部分的な英文化ということも検討してはいかがかと。細かい話なのですが、中期目標から各年度の目標に下りていくような話ですが、そういった可能性はあるやなしやということで議論させていただきました。

あと、先ほども御説明がありましたとおり、四島交流は20年ぐらいの歴史があるわけですが、見直しが行われるということで、具体的な内容として、どのような方向で見直しをするのかといったことについて議論させていただきました。

最後の10ページの赤字のところ、ロシア語云々ということがあるのではけれども、これについては分科会のほうで以前からこういった話をしておりまして、それが中期目標という形で、今回ここに入れさせていただいております。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明を受けまして、委員の皆様から御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

給与の話が入っていましたけれども、今、ラスパイレス指数でどのぐらいなのか。

○川名北対協事務局長 ほぼ100の数字になっております。

○山本委員長 では、一応合格なわけですね。ただし、今後注意しましょうということで、先ほどの御説明のあった文言がはいっているということですね。わかりました。

ほかにもございますか。特にございませんでしょうか。

そういたしましたら、先ほど上野分科会長から、今後中期目標を各年の目標や計画に落とし込んでいく際のいろいろな意見交換があったという御説明がありましたけれども、分科会としても、この中期目標案については了承というご意見としますので、当評価委員会としては、それを受けて、この中期目標を了承するという扱いにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本委員長 どうもありがとうございます。

それでは、そのような形で取りまとめさせていただきたいと思います。

北対協関係は以上でございますので、続いて、国センの関係に移らせていただきたいと思います。

(北方領土問題対策協会関係者退室)

(国民生活センター関係者入室)

○山本委員長 国民生活センター関係につきましては、2つ案件がございまして、1つは次期中期目標案について、もう一つは積立金の国庫納付の延期について、お諮りを申し上げたいと思います。

まず、次期中期目標案について、御説明をお願いします。

先ほどと同じでございまして、通則法の規定上、主務大臣が中期目標を定めるに当たって、独法委員会の意見があればそれを出さなければいけませんので、その御審議をお願いするものであります。

まずは、主務大臣の事務を担当する消費者庁から説明を受けまして、その後、中期目標案を前駆的に検討いただいた国セン分科会の伊集院分科会長代理より御発言をお願いしたいと思います。

まず、消費者庁のほうからお願いいたします。

○村松消費者庁地方協力課長 国民生活センターの第3期の中期目標(案)でございませけれども、とじていない資料の後からお配りしております資料5-2差替えというものもお手元のあるかと思うのですが、新旧対照表でございまして、資料5-2差替えと書いたものに基づきまして、現目標との変更点を中心に御説明したいと思います。よろしくお願いたします。

1 ページ目、前文でございませ。

1 段落目につきましては、平成20年のセンター法の改正で追加されました目的をこちらに追記してございませ。

3 段落目、4 段落目につきましては、昨年立ち上げました消費者安全調査委員会への対応を初め、現在、求められております役割につきまして、追加してございませ。

2 ページをご覧ください。

3 行目「他方」ということで、こちらは効率化とサービスの質の向上の両立を求めているところございませ。

次から中身でございませ。

「1. 中期目標の期間」につきましては、来年度から5年間としたいと考えております。

「2. 業務の効率化に関する事項」でございませ。

(1) 一般管理費、業務経費につきましては、今目標期間と同様、一般管理費は毎年度、前年度比3%以上削減、業務経費につきましては前年度比1%の効率化を図ることとしてございませ。

なお書きでございませが、借上宿舎制度につきましては今年度中に廃止いたしますが、激変緩和措置につきましても半年で終了することとしてございませ。

(2) 総人件費につきましては、平成22年の閣議決定、本委員会の御意見を踏まえまして見直すということと、業務の効率化、人員配置の適正化等についても求めているところございませ。

「また」以下でございますが、この後、御紹介いたします PIO-NET の刷新を平成 27 年に行いますので、それに基づく人件費削減につきましても、こちらのほうで行うことを求めているところでございます。

(3) 給与水準につきましては、同じく平成 22 年の閣議決定を踏まえまして、ラスパイレス指数を 100.0 とすることなどを求めています。

(4) 契約関係でございますけれども、③にございますとおり、平成 22 年の閣議決定を踏まえまして、契約に係る情報の公開の引き続きの実施を追記してございます。

(5) 保有資産の有効活用でございますが、①相模原事務所につきましては、廃止いたしました研修施設の在り方も含めまして検討することとしてございます。

②東京事務所につきましては、合築しております品川税務署の移転と合わせまして移転しまして、国庫納付することとしてございます。

③にございますとおり、これらの事務所の検討に当たりましては、政独委からの「勧告の方向性」に従いまして、商品テストの在り方の検討を踏まえて行うこととしてございます。

(6) につきましては、平成 22 年の閣議決定を踏まえまして、自己収入の拡大等についても適切にすることを求めているところでございます。

3. からが業務の質の向上でございます。

(1) の①PIO-NET の刷新でございます。

こちらは相談処理に役立つ道具へ転換するため、平成 27 年 3 月までにシステムの刷新を行う予定でございます。

「なお」というところでございますけれども、現在の PIO-NET につきましては、登録までの期間が平均 32.4 日かかるということが課題でございますので、「勧告の方向性」を踏まえまして、仮登録の仕組みの導入などにより、その登録期間を平均 10 日以内にすることを目指すこととしてございます。

「また」のところ逆引き辞書の導入等がございますけれども、これは例えば相談員さんが相談概要に「コンプガチャ」と入力いたしますと、自動的に「オンラインゲーム」というキーワードの候補が表示されるという利便性の向上を図るものでございます。

④でございますけれども、昨今の消費者問題の国際化の進展に対応するために、海外の消費者行政の動向についての調査も行うものでございます。

6 ページの②でございます。こちらは委員会からの御指摘も踏まえまして、消費者トラブルメール箱の情報につきまして積極活用し、わかりやすい情報提供を求めているところでございます。

(3) の①苦情相談でございますが、こちらにつきましては、自治体からの経由相談を初め、国センが担当しております相談業務について、その役割をしっかりと果たすよう記載してございます。

②個人情報に関する苦情相談につきましては、「個人情報保護法に関する基本方針」の

中の国センの役割をこちらに記載してございます。

(4) 裁判外紛争解決手続、ADR につきまして、こちらは申請から4カ月以内に手続を終了することに努めるということでございまして、センター法施行規則を踏まえまして、手続上の目標を記載してございます。

(5) の①消費者庁等への情報提供でございますが、こちらは公共料金の値上げに対応するため、新たに公共料金関係の相談内容の情報提供などを加えているところでございます。

⑤は、課題となっております適格消費者団体へのPIO-NET 端末の配備につきましての対応を記載しているところでございます。

8 ページをご覧ください。

(6) 関係行政機関に対する改善要望ということで、この改善要望は、地方支援、国民への注意喚起と並ぶ国センの重要な機能でございますので、中期目標にも明記いたしました。

(7) の①研修でございますが、こちらでは地方のニーズに対応しまして、地方開催などを引き続き推進することとしてございます。

また、国家公務員向けの研修につきましては、検討を進めることにしたいと考えております。

(8) 商品テストでございますが、こちらでは注意喚起のための商品テストの積極的実施とともに、相談解決のための商品テストにつきましては、引き続き全件対応することとしたいと考えております。

(9) 震災からの復興に向けた取組ということで、こちらはホームページを通じました情報提供などの実施をお願いしたいと考えているところでございます。

(10) 消費者教育の推進ということでございまして、昨年12月に施行されました消費者教育推進法の中の国センの役割につきまして記載し、その実施を求めているところでございます。

(11) 地方公共団体の支援ということで、これまでの項目に加えまして、都道府県が行っております巡回相談の支援、PIO-NET の追加配備につきまして、適切に実施を求めているところでございます。

4. でございますが、なお書きのところにつきましては、運営費交付金の厳格な算定ということで、こちらは「勧告の方向性」を踏まえまして、その点をきちんと盛り込んだところでございます。

5. その他の重要事項でございます。

こちらは(2)、(3)、(5)にありますとおり、情報セキュリティ対策、外部評価の導入など、内部統制のマネジメントをしっかり行うことを求めています。

加えまして、国センは消費者行政を担う中核機関でございますので、(1) 職員の専門性の醸成、(4) 国際協力への積極的対応につきましても行うこととしたいと考えている

ところでございます。

以上が中期目標（案）でございます。よろしく願いいたします。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、伊集院分科会長代理から、分科会での議論の様子を御紹介いただけますでしょうか。

○伊集院委員 次期中期目標（案）についての国民生活センター分科会における審議結果の概要について、御報告申し上げます。

分科会におきましては、消費者庁から次期中期目標（案）について説明を受けました。

相模原事務所については、そのあり方を検討することとした経緯、PIO-NET の刷新で導入する逆引き辞書、ただいま村松課長さんから御説明がございましたけれども、そのメリットなどについての質疑応答がございました。

それで審議した結果、特段の修正意見はございませんでしたので、了承いたしました。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございます。

ただいまの消費者庁及び伊集院分科会長代理からの御説明を受けまして、委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

特にございませんようでしたら、国センの次期中期目標につきましては、分科会のほうでも原案を了承するというところで、当委員会として了承することとしてよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山本委員長 異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、国セン関係の２点目でございますが、積立金の国庫納付の延期につきまして、御説明をお願いいたします。

先ほどと同様、まず消費者庁から御説明を受けまして、その後、前駆的に分科会のほうで御検討いただいておりますので、伊集院分科会長代理より御発言をお願いしたいと思います。

まず、消費者庁からお願いいたします。

○村松消費者庁地方協力課長 今度は、資料６をご覧いただきたいと思います。

国センにつきましては、来月で今期中期目標期間を終えるところでございますが、終了時に約 16 億円の積立金残高が発生する見込みでございます。このうち約 9 億円につきまして、国庫納付の延長をしたいと考えているところでございます。

まず、その国庫納付の延期の必要性でございますが、１．でございます。

国民生活センターの国への移行につきましては、森担当大臣から、平成 25 年度中は移行しないこととし、在り方につきましては、国への移行も含めまして、あらゆる選択肢を排

除せず検討するという方針が今年の1月に示されているところでございます。

したがって、次期中期目標期間中に国へ移行されることを前提とした場合、移行に伴う経費、すなわち解散・清算処理に必要な財源の確保が引き続き必要でございます。この移行に伴う経費につきましては、具体的な金額を現時点で確定させることはできないために、十分な金額の準備が必要ということでございます。

確定できない理由でございますが、例えば国へ移行する場合には、移行時に国家公務員としての採用を求めず、独法職員として退職金を受領しまして、退職する職員が出てくる可能性がございます。例えばもともと退職間近の職員で、独法職員であるうちに退職した方が退職金の金額が大きくなるケース等がございます。こうした職員が実際にどれほど出るかにつきましては、現時点では見通すことができません。このほか、国に移行できない契約の処理や不測の事態に対応するために、相当程度の資金の保有が必要でございます。

2番目、繰越しのルールでございます。

独法の積立金の繰越しにつきましては、平成18年6月に総務省行政管理局が定めました文書におきまして、一般的な考え方が示されているところでございます。これによりますと、経営努力が認定されました目的積立金ですとか、研究資金など、合理的な理由がある場合に限り繰り越すことができるという一般的考え方が示されているところでございます。

本件のような中期目標期間中における国への移行による独法の解散・清算処理を行う場合には、上記の文書で示されている例示にはございませんが、国への移行のために必要となる可能性のある経費をバッファー資金として確保するために、所定の手続を経まして、平成24年度末の国庫納付を解散時まで延期し、清算処理に一括清算することにつきましては、例示の場合と同様、合理的な理由があると考えられるところでございます。

2ページをご覧ください。

そこで、今回の対応案といたしましては、バッファー資金を確保するために、中期目標期間終了時の積立金の国庫納付を延期させていただきまして、センター法43条の規定に基づき次期中期目標期間に繰り越すこととしたいと考えております。

その金額でございますけれども、平成23年10月の行政刷新会議独立行政法人改革に関する分科会ワーキンググループ中間報告におきまして、平成20年度補正予算に由来する運営費交付金につきましては、この中期目標期間終了時に国庫納付する旨、既に消費者庁から回答しているところでございますので、この補正予算に由来します約7億円につきましては、予定どおり、今年度国庫納付することとしまして、それ以外の約9億円につきましては、国庫納付の延期をしたいと考えているところでございます。

4番、繰越しの手続でございます。

独法が運営費交付金を受領したときには、独法会計基準第81の規定に基づきまして、運営費交付金債務として整理し、この債務は中期目標期間の最後の事業年度の期末処理におきまして全額収益化されます。また、独法会計基準第96の規定に基づきまして、未処分利益は積立金として整理が必要でございます。

他方、この積立金の処理につきましては、センター法第 43 条の規定に基づきまして、中期目標期間の最後の事業年度に係る積立金があるときには、内閣総理大臣の承認を受けました金額を次の中期目標期間に係る中期計画に定めることによりまして、国民生活センターの業務の財源に充てられるとされてございます。

この場合には、あらかじめ内閣府独立行政法人評価委員会に意見をお聞きするとともに、財務大臣協議が必要とされているところでございます。

以上を踏まえまして、本日、御審議をお願いしているところでございます。

なお、繰り越した後につきましては、先ほど申しましたとおり、センター法 43 条におきまして、国民生活センターの業務に充てることができることとされておりましても、当然ながら、仮に国へ移行されることになった場合に必要な経費に影響を及ぼすことがないように、きちんと管理していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきまして、御検討いただいた国民生活分科会の伊集院分科会長代理より、分科会での議論の様子を御紹介いただきたいと思います。

○伊集院委員 積立金の国庫納付の延期につきまして、審議結果の概要を御報告申し上げます。

分科会におきましては、消費者庁から積立金の国庫納付の延期について説明を受けました。国民生活センターが国へ移行することになった場合の必要な経費の見込みと、国民生活センターが国へ移行しないことになった場合の繰越金の取扱いについて、いろいろ質疑応答がございました。

審議した結果、特段の意見はなかったということで、了承をいたしました。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございます。

ただいまのお二方の御説明を受けまして、委員の皆様から御質問、御意見があったらお出しいただきたいと思います。特にございませんでしょうか。

特にございませんようでしたら、国民生活センターの積立金の国庫納付の延期につきまして、当委員会としましては、分科会の決定を了承するという取りまとめとさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

以上で国民生活センター関係の議事は終了いたしますので、御退席いただいて結構です。御苦労さまでした。

(国民生活センター関係者退室)

(宇宙航空研究開発機構関係者入室)

○山本委員長 続きまして、JAXA の関係に移らせていただきます。

JAXA の次期中期目標（案）の御説明をお願いしたいと思います。

先ほどと同様、通則法上の位置づけ等、委員会で審議をお願いする趣旨も同様でございます。

最初に、JAXA の中期目標（案）につきまして、薬師寺分科会長から御説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○薬師寺 JAXA 分科会長 御紹介にあずかりました JAXA 分科会会長の薬師寺でございます。

JAXA の中期目標（案）について、御説明をしたいと思います。

お手元には資料があると思いますが、資料 7-1 として JAXA の次期中期目標（案）、資料 7-2 として JAXA の中期目標の新旧対照表、資料 8 として先月 25 日に開催されました JAXA 宇宙開発戦略本部会合の配付資料でございます。これは JAXA ではなくて、宇宙開発戦略本部の会合の配付資料を御用意させていただきました。

ところで、我が国の宇宙開発事業の推進体制は、昨年 6 月の内閣設置法の一部を改正する法律が成立いたしましたして、大きなさま変わりをいたしました。内閣府に宇宙政策の司令塔機能を担う宇宙戦略室が設置されるとともに、JAXA の従来の主務大臣である文部科学大臣と総務大臣に加え、産業振興を担う経済産業大臣が主務大臣に追加され、そしていわゆる宇宙開発利用の推進を担う内閣総理大臣も加えられました。それで、いわゆる 4 大臣が JAXA の主務官庁になったということでございます。

それにとりまして、JAXA の中期目標の策定に当たりまして、宇宙基本計画に基づくということが決まりました。

こうした新たな宇宙開発利用体制のもとに、昨今の厳しい財政状況を踏まえまして、宇宙関連施策の重点化と優先順位づけを行う必要があることから、JAXA の中期目標の作成に先立ちまして、現行の宇宙基本計画を見直すこととされまして、宇宙政策委員会の審議を経て、今後 10 年間程度を視野に置いた平成 25 年度から 5 年間の計画である新たな宇宙基本計画が先月 25 日に宇宙開発戦略本部で決定をされたわけです。

新たな宇宙基本計画では、資料 8 の中に A3 の資料がございますので、それについて御説明したいと思います。

章立てがきちんと書いてありまして、宇宙基本計画の概要でございますけれども、第 2 章には、宇宙利用の拡大と自立性の確保ということをやっております。

それから、3つの重点課題というものがそこで書かれておりまして「安全保障・防災」「産業振興」「宇宙科学等フロンティア」の3つが重点課題として書かれております。これは第 2 章でございます。

第 3 章には、宇宙開発利用に関して政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策が書いておりまして、いわゆる 4 つの社会インフラと将来の宇宙開発利用の可能性を追求する 3 つのプログラムとなっております。

時間が決められていますので、簡単に申しますと、4 つの社会インフラとして、測位衛

星、リモートセンシング衛星、通信・放送衛星、宇宙輸送システム、3つのプログラムとして宇宙科学・宇宙探査プログラム、有人宇宙活動プログラム、宇宙太陽光発電研究開発プログラムと書かれております。

そういうことで、基本的には国家戦略としてはめり張りをつけて推進することが決められています。

最後のページをご覧いただきたいと思うのですが、新たな宇宙基本計画の際には、総理の指示事項がございまして、JAXA 主務大臣は、宇宙基本計画の優先順位に従って事業を実施するよう中期目標、中期計画を定めるとともに、内閣府は中期目標が宇宙基本計画に基づいていることを厳正に点検するようにと指示がございました。

このため、JAXA の主務大臣間で協議の上、作成いたしました次期中期目標（案）が、宇宙基本計画にしっかりと基づいているかという点を中心に、今月6日に開催いたしました私どもの分科会で厳正に審議をいたしました。

今般の一連の改正によりまして、JAXA は政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関として位置づけられました。今回作成いたしました JAXA の次期中期計画というものは、新たな宇宙基本計画に即した構成としているところでございます。この中期計画（案）は現在、文部科学省、総務省、経済産業省といった共管の省庁においても、内閣府と同じように評価委員会の意見聴取を行っているところでございます。

委員の皆様には、よろしく我々の分科会の結果を御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明を受けまして、委員の皆様から、本中期目標（案）につきまして、御質問、御意見がございましたらお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。特に御発言はございませんか。

ございませんようでしたら、当委員会といたしましても、分科会の御審議を受けまして、この次期中期目標につきまして了承することといたしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山本委員長 ありがとうございます。そのように取り扱わせていただきます。

当委員会といたしましては、JAXA の関係は新規参入組でありますので、御苦勞も多いと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

○薬師寺 JAXA 分科会長 よろしく願いいたします。

○山本委員長 それでは、JAXA 関係は以上でございますので、どうも御苦勞さまでございました。

（宇宙航空研究開発機構関係者退室）

（原子力安全基盤機構関係者入室）

○山本委員長 引き続き、審議事項5、原子力安全基盤機構関連の事項に移らせていただきます。

昨年9月に内閣府設置法等の一部を改正する法律が成立いたしました。その中で新たに内閣総理大臣が原子力安全基盤機構（JNES）の主務大臣として加わることとなりまして、当委員会でも、JNESについて評価を行う必要があり、昨年9月19日に新たに原子力安全基盤機構分科会を設置したところでございます。

それについて、関係の説明をまず事務局よりいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○黒木原子力災害対策担当室副室長 副室長の黒木でございます。

それでは、御説明申し上げます。

お手元の資料9に従って御説明いたします。

今、お話しがありましたように、昨年の9月19日に原子力規制委員会設置法及び改正内閣府設置法が施行されまして、原子力防災分野に関しましては、技術的、専門的事項については原子力規制委員会、施策の推進については内閣府という形での所掌となりました。

これによりまして、JNESの業務全般を原子力規制委員会が所管するとともに、JNESの原子力防災業務については、原子力規制委員会と内閣府の共管といった形となっております。

裏面を見ていただきますと条文が載っておりますけれども、第17条第1項第3号「第十三条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、内閣総理大臣及び原子力規制委員会とする。」とするということでありまして、原子力防災に関しましては、この2つの機関がそれぞれ担当することとなったことに伴う所管替えであります。従前は経済産業省の所管でございました。

これに伴いまして、今、御紹介がありましたように、昨年9月19日の段階で、内閣府のほうに原子力安全基盤機構分科会が設置されました。それと同時に、原子力規制委員会におきましても、12月20日に原子力安全基盤機構部会が設置されたところであります。12月20日に原子力規制委員会の原子力安全基盤機構部会と本分科会との合同会議が開催されまして、記載のとおりですが、合同会議の場におきまして、本分科会の分科会長及び分科会長代理を決定したところでございます。

私からは以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等がございましたら、御発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

そうしましたら、ただいまの御報告は承ったこととさせていただきます。さらにJNESの関係では、3つの審議事項がございますので、順次進めてまいります。

内閣府がJNESの業務を一部所掌することとなったことに伴いまして、現中期目標は第3期にかかっておりまして、平成24年度より5年間ということとスタートしているものでございますが、この現中期目標を変更する必要がございます。

そこで事務局より、変更（案）の説明をお願いしたいと思います。

なお、やはり通則法の規定により、中期目標の変更に当たっては、主務大臣が変更いたしますが、その際、独法委員会の意見を聞かなければならないとなっておる関係上、この委員会にお諮りするものでございます。

まず、主務大臣の事務を担当する原子力災害対策担当室から御説明を受け、その後、変更（案）の御検討をいただいた JNES 分科会の吉井分科会長より、御発言をお願いしたいと考えております。

では、原子力災害対策担当室からお願いいたします。

○金子原子力災害対策担当室参事官 ありがとうございます。

原子力災害対策担当室で参事官をしております金子と申します。よろしくお願いいたします。

資料 10 に基づきまして、基本的な事項を御説明いたします。

具体的な中期目標の変更点につきましては、資料 10 別添ということで、横型の新旧のような形になったものを書いてございますが、そのポイントを資料 10 で御説明させていただきます。

先ほど紹介がありましたように、原子力安全基盤機構は、もともとは経済産業省の所管でございましたので、現機関の中期目標は、昨年 3 月に経済産業省におきまして作成されております。この時点では、内閣提出法案が今の原子力規制委員会の組織を前提にしてございませんでしたので、外局の原子力規制庁というのが環境省にできるという前提の組織のもとで、この中期目標というのが策定されました。

したがって、こういった組織の形が法律の修正によって変わりましたために、組織名称等の技術的な修正を行っておく必要があるというのが大きな点でございます。

それに伴いまして、せっかくの機会でございますので、この時点で反映させることができるものということで、最新の動向に合わせた修正も一部盛り込ませていただいたような形にしております。

先ほども紹介がありましたけれども、原子力規制委員会の原子力安全基盤機構部会と、きょうも吉井分科会長、奈良先生、伊集院先生に分科会を御担当いただく委員ということで御出席いただいておりますが、合同会議におきまして審議をしたものという形でお示しをさせていただいているものでございます。

中身につきまして、簡単にポイントを 2. に沿って申し上げます。

先ほど申し上げました組織の構造の変更、あるいは主務大臣規定の変更といった技術的な修正のほかに、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた政府等の事故調報告書を踏まえるような精神、あるいは法律に規定をされました原子力安全基盤機構の見直しに係る言及等も含めまして、中期目標の修正をしております。

1 つ、時点として新しいものとしたしましては、「まえがき」のところに書いてあります。昨年 11 月に原子力規制庁のほうで行った作業ですが、原子力安全基盤機構と共同して、

放射性物質の拡散シミュレーションというものをいたしました。2回ほど計算の誤りが発覚いたしまして、世の中にも御迷惑をおかけした事態がございましたので、こうしたものの再発防止策の実施、内部統制の徹底、あるいはそういったものの管理をしっかりしていくことというものも中期目標の中で明記させていただいております。

業務の内容につきましては、1 ページ目の下にありますように、JNES が従来から国の支援機関としていろいろな資機材の整備のサポートといったものをしてまいりました。今回、事故の反省を受けまして、官邸を中心とした体制を組むといったことがございますので、官邸の中の防災体制の整備といったものから始まって、JNES が担当するということも明確化させていただきました。

また、今回の組織替えに伴いまして、原子力防災関連制度も見直しがなされましたが、こういったものの不断の改善の取り組みにつきましても、JNES の大きな根っこの業務としてしっかりやっていくべきということで、中期目標に明確化させていただきました。

2 ページになりますが、JNES の業務の管理の面では、先ほど申し上げた拡散シミュレーションの計算誤りのようなことが起きないように、経営機能をしっかり強化していくこと。それから、人的要因、組織要因に対する対策をしっかりして、継続的改善が図られる、いわゆる PDCA サイクルを回して、継続的に順次改善していくということを明確化させていただいているものでございます。

組織構造以外の内容につきましては、以上でございますが、そういった形で中期目標を修正し、これにあわせて、後ほど JNES のほうから中期計画等の御説明がありますけれども、そちらのほうも連動して改正するという内容になってございます。

私からは以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、中期目標の一部修正につきまして、前駆的に御審議をいただきました JNES 分科会の吉井分科会長から御説明をお願いいたします。

○吉井 JNES 分科会長 新規参入の分科会でございますけれども、先ほど御説明がありましたように、昨年 12 月 20 日に原子力規制委員会の原子力安全基盤機構部会と我々の分科会の合同会議を開きまして、中期目標変更（案）及びこれに基づく中期計画変更（案）について審議をいたしました。

事務局からの説明を受けた後、質疑応答が行われまして、幾つか御質問がありましたけれども、具体的には、1 つは中期目標あるいは中期計画の中にある安全文化の再構築ということについて、誰の安全文化であるかという質問で、表現が「国民全般の」とも受け取られるような文章にもなっていたということもありますが、そういう御質問がありまして、これに対して事務局から、政府事故調あるいは国会の事故調などでいろいろ議論されておいて、その中で安全文化を再構築するように求められているということで、JNES もその中の原子力関係機関の 1 つとして、安全文化を担っていくという意味で再構築をするという表現だという御説明を受けて、了解願ったというわけでございます。

もう一つは、原子力防災に取り組む上での最大の問題点は、ターゲットというか、被害想定というものをどこに置くのか。以前は相当それが甘かったということでありすけれども、どこまで大きな規模の事故を考えるべきなのか。それはどこまで複合的な災害を考えるべきなのか。これが基本になるかと思いますが、それはどういう形で作られて、JNESはそれに対してどういうふうに関与するのかという質問というか、意見も出まして、それに対して事務局から、現時点では、原子力規制委員会が策定している原子力災害対策指針では、先般の事故と今回の事故と同程度の重大な状況を想定しているという説明を受けたところでありす。

そういう議論があつて、中期目標あるいは中期計画の変更の内容自体ですけれども、これは原子力規制委員会の設置による新体制移行に伴う技術的、形式的な修正が主であるということに加えて、先ほども御説明がありましたが、事故時の拡散シミュレーションの計算誤り、これは JNES のほうでもそういうことについては反省をし、かつ原因を究明し、再発防止策を講じているという内容になっておりますので、その対策をしっかり実施していただければいいのではないかと考えております。

こういう質疑応答を経まして、この原子力安全基盤機構分科会としましては、事務局による中期目標変更（案）のとおりで了承をしたという経緯でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明を受けまして、JNES の中期目標の変更につきまして、委員の皆様から御質問、御意見がございましたらお出しいただきたいと思ひます。特に御発言はございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、分科会でも原案どおり了承ということでありすので、それを受けまして、当委員会としては、JNES の中期目標の変更につきまして了承することといたしたいと思ひますが、よろしゅうございませうでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山本委員長 どうもありがとうございました。では、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、JNES の業務方法書案の一部修正につきまして、お諮り申し上げます。

この業務方法書の一部変更につきましても、通則法上、主務大臣が認可するに当たり、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないこととされております。

そこで、まず JNES より御説明を伺った後、御審議をお願いするものでございませう。

それでは、御説明をよろしくお願ひいたします。

○福島 JNES 理事長代理 原子力安全基盤機構理事をしております福島と申します。よろしくお願ひいたします。

資料 11 をご覧ください。

1. にございませうように、JNES では、15 年 10 月に設立されました際に業務方法書を作成いたしました。その後、平成 17 年 12 月に、いわゆる原子炉等規制法の改正による修正

を行っております。これは原子炉等規制法で原子炉施設の廃止措置、いわゆる廃炉に伴いまして出てくる低レベルの放射性廃棄物がある一定レベル以下のものは、通常の方法としてリサイクルできる、いわゆるクリアリング制度というものができまして、その制度に伴う確認業務を一部担うことになりまして、それを新たに追加したものでございました。

今般は、先ほど来、御説明がございまして、昨年9月に原子力規制委員会が設置され、法律が施行されました。これに伴って、原子炉等規制法、電気事業法、JNES法の改正があり、これに伴う引用条文などの技術的な修正を行うこととしたものでございます。

本業務方法書につきましても、両分科会の御審議を経てございます。

内容のポイントですが、2.にございますように、先ほども申し上げましたが、技術的な修正をしておりますが、特にこの附則で、原子炉等規制法、電気事業法などにつきまして、数次にわたって改正がされるという規定になっております。すなわち、この法律が施行されまして、直ちに施行されたものもございまして、今後4月、7月、さらに15カ月以内ということですから、今年中に施行されると、そういう条文ごとに分かれてございませぬために、その修正が必要となる引用条文などの変更をあらかじめ業務方法書の附則に規定したというものでございます。

具体的には、8ページにその附則がございまして、2条、3条、4条いずれも設置法附則の17条あるいは41条、65条の施行の日をもってとありまして、これはいずれも本年7月という予定で、詳しくは施行令で決められるということになってございませぬが、それに伴う業務方法書の変更の必要がないように、この附則であらかじめ定めておこうというものでございます。

説明は以上でございませぬ。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの業務方法書の一部変更につきまして、委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお出しいただきたいと思ひます。特にございませぬでしょうか。

ございませぬようでしたら、これらは技術的な変更ということであり、各数次変更に対応するよう手当もあらかじめちゃんと組み込まれているということとございませぬので、当委員会といたしましても、これを了承するという取扱いにさせていただきますと思ひますが、よろしゅうございませぬでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本委員長 では、異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、JNES関係ではもう一件ございまして、中期計画(案)の一部変更ということとございませぬ。

内閣府がJNESの業務を一部所掌することになったことに伴いまして、現中期計画、これは先ほどの中期目標と同様、第3期にかかってございまして、平成24年度より5年間で制定されているものでございませぬが、こちらの中期計画も変更する必要があると思ひます。

当委員会といたしましては、やはり主務大臣が中期計画変更を認可するに当たり、意見

を聞かれる立場にございますので、委員の皆様のお審議をお願いするものでございます。

それでは、まず、先ほどの中期目標の変更をもとに、この計画（案）が作成されてございますので、JNES からこの中期計画変更（案）につきまして、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○福島 JNES 理事長代理 それでは、資料 12 をご覧ください。

1. に書いてございますのは、第三期中期計画の策定の経緯でございますが、これは先ほども御説明がございましたとおり、当初は経済産業大臣から指示を受けて作成した中期計画を今般の中期目標改正に伴いまして、名称等、技術的修正を行い、最新の動向等に合わせて修正を行うこととしたものでございます。これも機構部会と分科会の合同の御審議を経ております。

内容について、ポイントを 2. で御説明を申し上げます。

原子力防災に関する主な修正ポイントは、次のとおりでございます。先ほど中期目標の御説明でもございましたように、まえがきのところに、昨年 10 月に私どもが規制庁から依頼を受けて実施しました拡散シミュレーションの計算に誤りがございました。JNES の業務遂行能力に対する信頼が疑われる事態に至りまして、これを再発防止すべく、確実な施策の実施と内部統制を徹底すべきということをごまえがきで追記してございます。

拡散シミュレーションの計算誤りでございますが、下の注釈欄につけておりますように、原子力防災対策を重点的に充実すべき地域を定めるに当たって、参考とする情報を得ることを目的として行ったものでありまして、万一の事故の際に、放射性物質がどのように周辺に拡散していくかということのシミュレーション解析を行い、周辺の被ばく影響を示したものでございました。これが一部に方位とか距離などの誤りがございまして、まさに発覚後、数次にわたって重ねて修正をするに至ったというものでございました。

続きまして、裏面をお開きいただきまして、防災関連業務についての修正のポイントでございます。この点についても、先ほど御説明がございましたが、JNES は従来から国の緊急時対応センターやオフサイトセンターといったところの通信資機材などの整備を担ってまいりましたが、原子力規制委員会設置によります新しい体制に伴いまして、首相官邸を中心とした緊急時体制を整備し、これらにおける資機材といったものの整備についても担うことになりましたことを明確にいたしました。

また、第三者の専門機関として、原子力防災関連制度の不断の改善取り組みに対して、必要な技術的支援を行うといったことを明確にしております。

3 つ目の大きなポイントは、先ほども御説明しました拡散シミュレーションの計算誤りなどの問題でございます。

これについて、まず再発防止対策を徹底するというので、ここに幾つか書いておりますが、具体的に本文の 22 ページをご覧くださいと思います。

22 ページの右側が修正案でございますが、「(3) 業務の質の向上」とございます。従来から②、③のところにありますように、品質管理を徹底するというので、品質マネジ

メントシステムやリスクマネジメントシステムを組織業務の全般に展開する第三者の評価を含めまして、厳格に実態を評価して、課題の抽出、改善につなげるという、いわゆる PDCA サイクルなども回す、さらに、新しい中期目標期間に入りまして、品質マネジメントを専門に実施する部門を組織横断的に独立させるということで、そういった組織もつくりました。

しかし、このようなことをしてまいりましたけれども、拡散シミュレーションのような不備が生じたところ、具体的にもう少し何が悪かったかという反省をより具体的にこの中期計画の中に書き込もうということで、④～⑥までの本件の反省を踏まえた記載を充実し、再発防止を徹底するということといたしました。

すなわち、外部からの作業依頼について、プロジェクトマネジメント、重要度とか、リストとか、作業期限などを踏まえて、しっかりと実施体制を組み、そして複数部室間にまたがる作業についても、十分組織内で役割や責任分担の明確化を図った上で業務を行う。

外注業務などについても調達管理をしっかりと行う。さらにこういった規程・手順などの継続的改善あるいは教育訓練なども徹底するという。これをより具体的にここに記載することといたしました。

もう一つの大きな反省点といたしまして、21 ページをお開きいただきたいと思います。

21 ページの右上に青字で書いておりますが、今回、このようなことを再発させることがないように取り組むわけでございますけれども、今回の事例のように、社会的な影響の大きい不適合といったものが生じた場合、十分適切に対応できるように、あらかじめリスクを抽出して、リスクマネジメントを徹底する、経営層みずからしっかりとやっていくということを明示しました。また、それに関する教育訓練などもしっかりと行い、外部機関なども使った結果の評価、測定といったものも行いまして、このリスクマネジメントについての継続的な改善も図っていかうとしたということでございまして、今回の拡散シミュレーションの問題につきましても、大きく2点を本文中に明示したところでございます。

2 ページに書いてありますのは、今、御説明しましたことの要点を書いてまとめたということでございます。

御説明は以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

吉井分科会長のほうからも、何か御発言はございますか。

○吉井 JNES 分科会長 先ほど御説明いたしました12月20日に開催した合同会議でございますけれども、そこで中期目標の変更（案）とあわせまして、中期計画についても御説明をいただきました。その際、質疑応答については、先ほどの御説明のとおりであります。

変更内容自体も、先ほど了承していただいた中期目標の変更（案）に基づくものであって、特に問題があるものではないと考えております。

このため、原子力安全基盤機構分科会といたしましては、JNES による中期計画変更（案）

のとおりで了承いたしました。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を受けまして、委員の皆様から、中期計画変更（案）につきまして、御質問、御意見がございましたらお出しいただきたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

外注先のミスは JNES のミスということになりますので、これはほかの独法も同じで共通する部分があるかとは思いますが、引き続き、この中期目標、中期計画を実施するに当たり、御尽力いただければと思います。

では、JNES の次期中期計画につきましては、分科会の決定を踏まえ、委員会としてもこれを了承することと取り扱わせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

以上をもちまして、JNES 関係の審議事項は全て終了いたしました。どうも御苦労さまでございます。

（原子力安全基盤機構関係者退室）

○山本委員長 それでは、本日の最後の議題でございます。

今後の開催予定等につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○渡部政策評価広報課長 お手元の資料 13 をご覧いただければと思います。

今回の評価委員会でございますが、既に日程調整をさせていただいておりますけれども、3月15日の金曜日14時からの開催ということで御案内させていただいております。

議題ですけれども、北方対策協会、国民生活センターの新中期計画案、中期目標期間の終了に伴う実績評価の取扱い、宇宙航空研究開発機構の新中期計画案などがございます。

お忙しい中、引き続き恐縮でございますけれども、次回も御出席を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○山本委員長 ただいまの御説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、この計画に従って、今後実施してまいりますので、よろしく御予定をいただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の審議事項は全て終了いたしました。委員の皆様、御多忙のところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございました。